事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 都市公園名 |  |
| 飛行日時 | 　　年　　月　　日（　）　時　分～　時　分 |
| 飛行範囲及び経路 | 別添飛行範囲図のとおり |
| 現場体制 | 現場責任者（職・氏名） |  |
| 操縦者（〃） |  |
| 監視補助者（〃） |  |
| 地上注意喚起補助者（〃） |  |
| その他（撮影者等の職・氏名） |  |
| ・操縦者及び監視補助者については、国の許可又は承認を要しない飛行の場合は、国審査要領様式３「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」等操縦技能を証明するものを添付してください。 |
| 国の許可・承認の有無及び内容 | 許可 | □必　要 | 県庁前公園、岩瀬スポーツ公園、空港スポーツ緑地、総合運動公園、五福公園、富岩運河環水公園 |
| □不　要 | 太閤山ランド、常願寺川公園 |
| 承認 | □必　要 | □夜間飛行　　□目視外飛行　　□人や物件との距離が３０ｍ未満の飛行　　□物件投下（上記飛行方法を行う理由） |
| □不　要 | 日中・目視内・物件との距離（３０ｍ以上）確保・物件投下なし |
| ・国の許可又は承認を要する飛行の場合は、国に提出した「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（添付資料は不要）の写し及び国からの「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」の写しを添付してください。 |
| 保険加入状況 | 保険会社名　　商　品　名　　補償金額　　（対人）　　　　　円　　（対物）　　　　円※保険証書の写しを添付 |
| その他 | 次の事項を厳守します。・航空法を遵守すること。・他の公園利用者の安全確保を最優先するとともに、他の利用者の利用を妨げるような迷惑行為は行わないこと。危険を伴うおそれがあると判断される場合は、ただちに飛行を中止すること。・無人航空機の飛行による人の死傷や都市公園の施設又は第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失が発生した場合は、適宜通報等を行うとともに、速やかに公園管理事務所に報告すること。また、その場合は、公園管理者及び公園管理事務所の指示に従い、原状に復し、又は損害を賠償すること。・飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は、国の許可書や承認書及び本協議の承認書の原本又は写しを携行すること。 |

・「国の許可・承認」とは、航空法に基づく許可・承認をいいます。

・「国審査要領」とは、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（令和４年 11 月９日 国空無機第 220729 号）」をいいます。

・「監視補助者」とは、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視し、操縦者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行う者をいい、飛行経路全体を見渡せる位置に配置しなければなりません。

・「地上注意喚起補助者」とは、飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者をいいます。

・操縦者、監視補助者、地上注意喚起補助者は、原則として兼ねることはできません。